

安城市農業委員会議事録（定例会）

日 時	令和4年1月24日（月） 開会 午後2時30分 閉会 午後3時30分	
会 場	安城市役所本庁舎3階 第10会議室	
委員会を構成する委員数	法第8条による委員数 法第18条による委員数	14名 28名
出席委員数	法第8条による委員数 法第18条による委員数	13名 6名
欠席委員	中尾 充紀 新型コロナウイルス感染症対策のため、法第18条による委員は地区代表の運営委員以外は出席を控えるよう要請	
議長	会長 林 茂樹	
事務局	岩瀬事務局長、近藤事務局課長、杉浦係長、松井主査、市川主査 細井主査、曾我主事	
議事録署名者	10 鈴木 貴士 委員 13 大見 由紀雄 委員	

会議の記録

午後2時30分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の2名を指名

議事録署名者は 10 鈴木 貴士 委員 13 大見 由紀雄 委員

また、欠席者（農業委員）は 12 中尾 充紀 委員

なお、本日の会議は、新型コロナウイルス感染症対策のため、農地利用最適化推進委員の出席は地区代表の運営委員以外は控えていただくこととした

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第1 第1号議案 農地法第3条の規定による申請について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第1 第1号議案、農地法第3条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号1～3の計3件です。申請内容は、売買が3件です。譲受人の理由は、農業経営規模の拡大を図るためが3件です。譲渡人の理由は、相手方の要望によるためが3件です。

下限面積要件、耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しておりまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

申請面積につきましては、田4,592㎡、畑400㎡、合計4,992㎡です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第2 第2号議案 農地法第5条の規定による申請について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

それでは、日程第2 第2号議案農地法第5条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号1から6までの6件です。転用行為別に見ますと、分家住宅が4件、資材置場が1件、農家住宅が1件です。面積につきましては、田585.34㎡、畑2,305.16㎡の合計2,890.50㎡です。

今回の申請につきましては小規模かつ一般的なものが多く、1,000㎡を超える案件もないため、案件説明および資料の配布はございません。個別に気になる案件がございましたら後ほどお問い合わせください。

いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続がなされていることを確認しております。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、1月14日に、都築英治委員と鈴木貴士委員に行っていただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第3 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

日程第3第3号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画等についてご説明申し上げます。

それでは、「令和3年度農用地利用集積計画（畑・樹園地利用促進制度分）実施総括表 令和4年2月15日公告分」をご覧ください。

今回、新規設定を行う面積が5,328㎡、期間満了による更新の面積が5,771㎡、合計11,099㎡となっています。

前述の申請について、農用地利用集積計画の内容が安城市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。本日ご承認いただきましたら、2月15日付けで公告させていただきます。

次のページにつきましては、実施総括表の明細でございます。明細表につきましては、皆様にご覧いただきたいと思いますが、説明は省略させていただきますのでよろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 報告第1号 専決処分について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第4報告第1号専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号25の1件です。転用行為の概要は、共同住宅の建築です。面積は、畑 199㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号106から110及び1の6件です。転用行為別にみますと、宅地分譲が1件、分譲宅地用地が2件、住宅の建築が2件、宅地用地が1件です。面積は、田133㎡、畑753㎡、合計886㎡となっております。

続きまして、農地法第18条による合意解約についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号421から425及び1から4の9件です。解約事由別にみますと、他者に賃貸しするため3件、売却するため2件、自作するため1件、転用するため3件です。面積は、田16,187㎡となっております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

農地利用の最適化の推進（取組事例）について説明いたします。

1ページ、資料1をご覧ください。これは農業委員会活動の活性化を図るために、一般社団法人愛知県農業会議が、各農業委員会の取組事例を収集し、他の農業委員会との情報の共有を行う取組みでありまして、安城市農業委員会にも取組事例の紹介の依頼がされております。

2ページをご覧ください。事務局としましては、この取り組み事例の事例紹介といたしまして年2回実施している粘土採掘場の現地調査を紹介していきたいと考えております。案を作成いたしましたので、ご意見をいただきたいと思っております。

では、内容について説明します。

まず、「1 地区の特徴・状況、課題」ですが、読み上げますと「安城市は、三州瓦産地である高浜市等に隣接し、地中に良質な粘土の層が存在することか

ら、粘土採掘のための農地の一時転用が頻繁に行われています。採掘行為は、農地や農業者への影響も大きいことから、適正な現場管理が必要です。」

次に、「2 課題解決に向けた活動」については、「農業委員会は、平成4年に粘土採掘行為に関する指導要綱を定め、採掘現場における掘削の深さ、保安設備の設置、水質汚濁の防止等の基準を定めるとともに、推進委員、事務局職員等が粘土採掘場の現地調査を毎年2回（春・秋）に実施しています。」

最後に、「3 活動の成果」については、「令和3年度（秋）は、市内の採掘現場15か所（約11ha）の現地調査をしたところ、8か所の現場で危険防止策が不十分などの基準を満たしていない状態であったため、採掘業者に、速やかに適正な管理をするよう指導しました。採掘事業者は、概ね2年ごとに採掘場所を変えて採掘しているため、同じ採掘事業者であっても、現場の形状によって、管理方法が異なります。毎年、現地調査をすることで、採掘事業者の基準遵守意識の向上につながっています。また、推進委員も地域の採掘現場の監視役として、適正な農地利用の管理に貢献しています。」

以上を、安城市の取組事例として紹介していきたいと考えておりますので、ご意見がございましたら、お願いします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡報告事項について次のとおり説明があった。

1 令和3年農業委員会活動報告について

上記報告事項について、杉浦係長から次のとおり説明があった。

それでは、「1」の「令和3年農業委員会活動報告について」でございます。こちらは、当農業委員会の昨年1年間の活動状況を報告するものでございまして、毎年この1月の定例会の議題としているものです。資料は2種類ございます。一つは定例会の資料2、3ページから6ページまで、それと、もう一つは別冊としてお配りしてある令和3年農業委員会報告書の冊子でございます。このうち、資料2の3ページから6ページまでは、別冊の報告書の中で使用されている用語の説明や、その他の補足事項が記載してありますので、ご自宅に帰られて報告書を改めてご覧になる際の参考としていただければと思います。

それでは、ここからの説明は、少々長くなりますが、別冊の令和3年農業委員会報告書に沿って行いますので、その1ページをご覧ください。

まず、農地法第3条による申請の処理状況についてご説明いたします。

(1)の件数及び面積の表では、上段は所有権移転、下段は賃借権等の権利設定の件数と面積がございいますが、合計は52件、約11万2,000㎡の申請がありました。

次に(2)の内訳でございいますが、アは譲受人の経営面積別に、イは譲渡人の理由別に整理しております。このうちイにつきまして、譲り渡す理由としては、例年と同じく相手方からの要望によるためというものが29件と、最も多くございました。

次に、2ページをご覧ください。農地法4条及び5条、つまり転用の処理状況につきまして、ごく簡単にご説明いたします。表の上段は地方公共団体の、下段はそれ以外の一般の許可及び届出案件についての件数と面積の一覧となっております。このうち、下段の地方公共団体以外の案件の5条転用許可につきまして、件数では分家住宅が64件と最も多く、面積では、粘土採掘場の一時転用などを含む駐車場・資材置場用地が、約7万4,000㎡と最も大きくなっております。下の表に移ります。以上のものを始めとするすべての転用の合計は、件数にして282件、面積で約20.7haでした。前年のこの数値におきましては、この面積が約22.4haでしたので、前年と比較すると1.7haほど減少しております。なお、ここ10年の転用面積は、年間20ha前後で推移していますので、大体これと同じ程度の転用があったということが言えます。

続いて、3ページをご覧ください。こちらには農地法3条から5条までの町別の処理状況が記載してございます。このうち3条申請につきましては、里町が6件で最も多くありました。

また、4条では桜井町が13件、5条では同じく桜井町が38件と、区画整理事業の施工区域内における届出が、昨年と変わらず多い結果となりました。

続いて4ページでございいます。こちらは農地法第18条の処理状況、つまり賃借権の合意解約の届出に関するもので、合計といたしましては425件、約790,000㎡ございました。

続きまして、5ページ、取消一覧表をご覧ください。計画の中止や変更等に伴う許可や届出の取消しの申請が、1件、320㎡でございました。

続いて、6ページの、比較対照表をご覧ください。この表は、ここまでにご説明いたしました各種申請等の処理状況を、令和2年と、令和3年とで比較できるようにしたものです。その中で、下から2行目にありますが、18条解約が前年に比べ、件数、面積ともに大幅に増えておりますが、この増えた主な要因としては、土地改良事業に合わせて農地の集積集約を取り組んでいる●●等の●●地区ですとか、●●等の●●地区におきまして利用権設定の付替え等を行ったためです。令和3年の425件のうち、その区域における解約件数は302件、面積は約594,000㎡でした。

続きまして、7ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画についてでございます。まず、上の(1)の表には、昨年中に設定された利用権の面積を集計しております。このうち、農地中間管理事業又は相対によるものの利用権設定面積の合計は、約3,620,000㎡でございます。畑・樹園地利用促進制度によるものの合計は、約53,000㎡でございます。

次に、下の(2)の表は、現在市内の農地において設定されているすべての利用権の状況を集計したものです。ここでいう利用権というのは、従来の円滑化事業はもちろん、農地中間管理事業や畑・樹園地利用促進制度による権利設定のすべてを含む、広い意味のものを指しまして、その合計面積は、23万2,208㎡、約2,322haとなっております。そして、この合計面積というのは、次の8ページにございますが、これまでの本市の農地集積の経過を平成元年から表にしたものの最後の行、つまり、令和3年末時点の集積面積の合計と一致しております。

続いて、9ページをご覧ください。こちらは、集落別の農地集積の実績でございますが、安城市全体の権利設定率では、64.5%と、前年に比べまして1.7%伸びる結果となりました。

続きまして、10ページでございます。相続税・贈与税の納税猶予に関する状況でございますが、令和3年に交付した相続税の納税猶予適格者証明は、31件ございました。

続きまして、11ページの10、農地改良届につきましては、田のかさ上げが1件、田畑転換が5件で、面積の合計は4,677㎡でございます。

その下の、11の諸証明願につきましては、件数はご覧のとおりですが、それぞれの証明等がどのようなものかということが、定例会資料の5ページに記載してありますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

続きまして、12ページをご覧ください。農業委員会関係事業についてご説明申し上げます。

まず、(1)の農地移動適正化あっせん事業でございますが令和3年中は、1件の申出がありました。

次に、(3)の認定農業者育成事業でございますが、認定農業者数につきましては、先月の定例会でもご報告いたしましたとおり、令和3年の実績は22人でございます。内訳としては新規が1人、再認定が21人で、結果、現状の認定農業者数は144人となっております。

続きまして、(5)の家族経営協定活動につきましては、次の13ページをご覧ください。家族経営協定の調印が行われた実績を年度ごとに表で示してございますが、令和3年度は、今のところ4家族が調印しており、実績数の合計は73家族となっております。

次にその下、(6)の農地パトロールの結果につきましては、先月の定例会でも報告いたしましたとおり、違反転用指導対象農地は94筆で、面積としましては約7万400㎡、不耕作地の指導対象農地は102筆で、面積としては、約7万7,000㎡ございましたが、指導の結果、違反転用及び不耕作地を合わせて68筆、4万3,498㎡が解消されました。

では次に、14ページをご覧ください。(7)の、農業者年金関係の状況につきましては、アの加入状況といたしましては、現在は52人、イの受給者は24人となっております。ちなみに、この制度には新旧がございます。その違いは定例会資料の6ページに解説がありますので、後ほどご覧いただきたいと思えます。旧制度に基づく受給者は、現在160人いらっしゃいます。

続きまして、15ページですが、こちらには、毎月の会議等の開催状況が記載してございます。

そして、16ページ及び17ページの農業委員会定例会協議事項につきましては、毎月の定例会における議題が記載してございます。

次に、18ページ及び19ページの研修会等参加状況につきましては、委員の皆様及び事務局が出席した会議や研修会を記載してあります。令和3年はコロナ禍の影響で書面開催ですとか、オンライン開催などによる開催が多くありました。

続いて、20ページ及び21ページの調査事項につきましては、転用申請などに関する毎月の現地調査のほか、粘土採掘場等の現地調査の実施状況が記載してございます。

そして、次の22ページにありますのは、現在の委員名簿でございます。

最後に、その次の23ページ及び24ページは、安城市の概要となっております。個々の項目についての説明は省略いたしますが、このうち(2)農業関係の、ア、農家数につきましては、今回から新たに「農家数」の統計数値を記載しております。前年までは、「農家数」ではなく、販売農家における「専兼業別農家数」と販売農家における「農業就業人口」を記載しておりましたが、最新の農業センサスには、それらの統計結果がありませんでしたので、「農家数」と改めさせていただきます。

では以上をもちまして、令和3年農業委員会活動報告についての説明とさせていただきます。

議長が質疑を諮ったところ、次のとおり質問があった。

○大見 由紀雄委員

13番大見です。ちょっと伺いたいのですが、先ほどの最適化推進の取り組み事例の粘土採掘のことを内容に出しているというお話がありまして、それはそれでいいかという風に思うのですが、今の農業委員会報告の関連でも一時転用の中の粘土採掘ですね、前、農業委員会の時に質問があつてやり取りがあつたと思うのですが、今●●の工業団地を譲渡して、これから企業の立地が進んでいこうという段階だと思うのですが、あの時に農地、水田にガラ、廃棄物が入っていてその処理をどうするこうするというお話があつたかと思います。私たち●●の方も今度工業団地の計画が進められてますが、昔の粘土採掘は、非常に雑な取り扱いだったのを覚えております。今は先ほどの事例発表にあつたように厳格に対処していますから、不法の残土なんてありませんが、私たち子どもの頃から自分の目でよく見てきてますけど、コンクリのガラだらけです。ずいぶん目の当たりに見てました。素掘りであまり深く掘ってなくて、水田としても結構土壌改良になるというか、ほ場条件が良くなるどころもあつたりしてそんな問題はなかったのですが、建築物が建つという事になると●●でも私の記憶の限りだと相当ガラが出てくるんじゃないかと、あの辺ですね、今言われている辺と思うのですが、そうした場合の取り扱いはどういう風に取り決められたのでしょうか。要するに、開発者負担、地主負担とかですね、撤去費用、いずれにしても建築物が建つということになると、除去しないと大きな支障があつて建築できないと思うんですよね。そういうのはボーリングをやれば事前に分かると思うのですが、決してないとは言いきれないなど。先ほど申し上げたように、私の子どもの頃からの記憶でもその後でも、随分変なものが埋まっているなという印象があるんですけど。その取り決めって決まっていたか。分かったら教えていただきたいです。

○杉浦係長

今、農務課の方の管轄の中で農地転用、一時転用されるとき過去の履歴は当然控えてありますので、その中で確認する範囲になるんですけど、今平成15年以降のデータであれば履歴はないと確認していますが、大見委員の言われるその前については、農務課の中で履歴はありませんので、あるなしは言い切れません。

○岩瀬事務局長

はい。おっしゃるとおり昔はどんなところでもガラを捨てても違法ではなかったですけども、現時点では埋めることは違法になっております。ただガラと言

っても、そこから出すとガラになりますけど、土の中に埋まっている部分は今のまま特に法的には問題ないので、今後また工業団地がやるときは、十分今まで以上に地下の調査をさせていただいて、今後ガラの処分の仕方を一つずつ協議していきたいと思っておりますので、今時点こうしていきますという見解をもっていませんので、よろしく願いいたします。

○大見 由紀雄委員

●●の時の取り扱いはどんな風でしたか。

○岩瀬事務局長

●●の場合は全て市の公共で撤去させていただきます。ご承知の方もいるかと思いますが、地主さんとの契約事項の中にはガラのことが一切記述していませんでしたので、過去の裁判とかも調べさせていただいて、公共がやる部分は公共が責任を負うというような、国の方の裁判でもありましたので、基本的には国が、公共が、処分していくということになるとは思っています。

○大見 由紀雄委員

公共というのが、事務局長がおっしゃるのは、開発事業者が負担すると、公共が事業主体でやるわけだから、そういう意味であれだけ、例えば大手の企業が大規模転用したという時は、その企業が開発事業者の責任でもってやるなのか、そこを行政でやるのはお門違いなのかなとは思いますが、開発事業者イコール行政だから行政がやったという考えでいいんですかね。

○岩瀬事務局長

そうですね。●●の場合は企業庁がやりましたけども、企業庁との協定を結んだ時には、何かあった時には市がやるという協定を結んでおりましたので、●●の場合は公共がやりました。市としてやらせていただきました。その後、今度実際一般的な事業者、民間がやる場合はすべて民間と地主さんが協議してやるべきことであって、そういう所に公共がお金を出すことはないと思っております。

○石川 和明推進委員

2番の石川です。今の件ですが、前回ここで研修会が開催されてその時に私質問させていただいたと思うのですが、その時に確か商工課長さんだと思いますが、今度の地域にはそういうものはありませんと断言されたような気がするんですね。今、大見委員が言われる話と食い違ってくると思うんですよ。そうすると、また後でごめんなさいで済んじゃうような形は僕はおかしいと思いますし、あの時●●のところ当初3億と新聞発表されていたのが何だかんだで7億になった。その7億という金額をさらっと言われるんですが、公共の税金を使ってる話の中で一般市民としてはそれはそう簡単に納得できる話ではないと思っていますので、こんだまたそんなことが起きたら困るということで質問したんですが、ないという話が非常に不可解になりましたので。

以上です。

○岩瀬事務局長

はい。商工課の方でいろいろ粘土採掘さんから話を聞いている段階ではないということで当然地質調査は念入りにさせていただきますのでよろしくお願いします。

○石川 和明推進委員

今の大見委員の話とだいぶ違うけどいいかね。

○大見 由紀雄委員

私の方に話が来てしまうと困るんですけども。今事務局がおっしゃったのも何年まではちゃんと記録があって、そういうものは埋まってない、というお話だと思うのですが、私が言いたいのは、すごい昔の頃で市内かなりの所であったと思うんですよ。現に現場を見てるので、まずあるだろうと思うのは自然な話で、事務局が言う昭和60何年頃からはありませんと言うのはそれはそれで事実だと思うんですわ。だけどその前に埋まってるやつは誰も撤去してないもんで残ってるのは当たり前ですよ。そこは市もわからないという範疇だと思うんです。個人的にあると思ったので発言しましたが、今でもあるんじゃないかと思っています。

○会長

実際にはあると思います。転用する場合に埋蔵金じゃないですけど埋蔵物が出てきた場合は地主には私は言います。もし出てきたらあなたの責任になるかもしれないから、転用についてあんまり進められないっていうのはそういう部分も地主は了承してもらうことも必要になってくると思います。地主にはいつの時代かわからないけど、もしかしたら埋蔵物、埋蔵金、何が出てくるか分かりませんが、出てきた場合は処分費用がかかることを事前に伝えた方が良心的かなというのが私の意見です。やっぱりそういうことも地主には伝えておいた方がいいような気がします。その人の責任とは言いませんが、もし何かあった時は責任があるかも知れないのも覚えておいてもらった方がいいような気がします。

○岩瀬事務局長

ありがとうございます。ご意見承りましたので商工課担当に話をさせていただきますので、この場でわかりましたそうします、とはちょっと言えませんがご意見を承りましたのでお願いします。

○石川 和明推進委員

今の話だとほ場整備等で場所が換地で変わっているケースがありますよね。そういった時はどうなるのか。今言った先程の公共だったら、公共で役所が持ちます、というそのこのところの話って大変重要なところで、今、会長が言われるようなあくまで前もってわかれば所有者の過失だと。

○会長

わからなくても場所が変わっちゃった人も、自分が地主として売る場合にはそういうことも責任をとってくださいね、と言うしかないような気がします。

○石川 和明推進委員

そこは明確にしてもらわないと大変なことになるよね。

○岩瀬事務局長

石川委員が言われますように、その後土地改良で換地で土地が変わった場合はそこまで地主さんに責任というのはちょっと難しいのでは。その辺ちょっと

今は何も言えません。ご意見承りましたので研究させていただきたいと思いません。

○石川 和明推進委員

先に決めておかないといけませんよね。

○会長

またその辺わかりましたらご連絡の方お願いします。

○杉浦 泰昭推進委員

今、石川さんたちが言ってみえる件ですけども●●ではもう開発、ほじったりしたとき何か出てきたときは、地主さんの方で処分してもらうことになっていきますけどいいですか？って一筆書くようにしています。あと●●町の工業団地の時に7億かけて廃材を処理した話なんですけど、あれはほじる前から出てくるよ、ということは●●町の会議の場で話が出ていたことなので、それに対して会議もしなかった、記録も残ってない、話し合いもしなかったっていうのはちょっとおかしいと思いますけど。話し合いの結果、誰も払いたくないので皆さんの血税を使いました、という風ならまだ話はわかりますけど、話し合いも何もないなら丸っきり市のミスだと、僕は思います。

議長が再度質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

2 未改善の不耕作地に係る指導文書の送付について

上記報告事項について、杉浦係長から次のとおり説明があった。

それでは、「2 未改善の不耕作地に係る指導文書の送付について」でございしますが、資料はございませんので、口頭でのみご説明いたします。

先月の定例会におきまして、未改善と判断された不耕作地につきましては、事務局では、今月の28日付けで再度指導文書を送付するよう準備を進めております。この指導文書につきましては、「安城市農地等の適正管理に関する指導要綱」に基づき、市長名で送付いたします。

ただし、この1か月の間で改善された不耕作地につきましては、指導文書の送

付を取りやめる必要がありますので、そのような農地の情報を把握されている場合は、お手数ですが事務局へご報告いただきますようお願いいたします。

また、指導文書送付後に所有者から皆様のもとへ連絡があった場合には、これまでと同様の対応をしていただきたいと思います。

例えば、「この農地を売りたいんだけど」という話がありましたら、事務局へ報告、流していただくですか、貸したいという人がいたら、JAとか事務局の方に流していただければと思います。また不明な点がございましたら、随時事務局へご連絡していただければと思います。

それから、農地パトロールにおいてこれまで現地調査に当たっていただいた分の報酬につきましては、今月25日付けで、1月分の報酬と合わせて口座へ振込みをさせていただきます。ただし、明細書は月額報酬分と農地パトロール分とは別々に作成しておりますので、後ほどご確認ください。

3 農業者年金の制度改正について

上記報告事項について、細井主査から次のとおり説明があった。

農業者年金の制度について、一部改正されましたので、ご説明させていただきます。「農業者年金がさらに便利になります」と上に書いてあるリーフレットをご覧ください。

改正される点は3点ございます。リーフレットの裏面をご覧ください。

まず1点目ですが、ポイント1のところ。農業者年金の納付下限額は2万円ですが、若い農業者が加入しやすいよう、35歳未満の加入者で一定の要件を満たせば、1万円からでも加入できるようになりました。一定の要件につきましては、「保険料引き下げの対象者」と書かれた四角の中に書かれておりますので、ご参考にしてください。こちらは、令和4年1月から施行されております。

続きまして、2点目ですが、こちらは、令和4年4月から施行開始の内容になります。ポイント2のところ。年金の受給開始時期の選択肢が拡大しました。まず、老齢年金ですが、これまで、繰り上げ請求をしなかった場合、65歳に到達した場合、65歳時の年金原資と年金現価率により年金額が確定し、生涯支給されました。制度改正後は、60歳から75歳までの間で希望する時期に裁定請求することにより、請求時の年金原資と請求時の年金現価率により年金額が確定し、支給されることとなります。また、裁定請求をしないまま75歳に到達したときは、75歳時の年金原資と年金現価率により年金額が確定し、確定した年金額が支給されることとなります。

次に、特例付加年金ですが、これまでは支給要件を満たしたときの年齢の年金

現価率により年金額が確定し、その額で支給されました。制度改正後は、支給要件を満たし、裁定請求したときの年齢の年金現価率により年金額が確定し、生涯その額で支給されることとなります。例えば、66歳で経営継承を行ったとしても、必ずしもその時点で請求する必要はなく、国民年金や老齢年金の受給開始時期に合わせるなど、本人が希望する時期に裁定請求することができるようになりました。

最後に、ポイント3のところですが、農業者年金の加入可能年齢が60歳から65歳に引き上げられました。こちらは、令和4年5月からの施行となります。

以上ざっと説明をさせていただきましたが、ご不明点等あれば問い合わせただければと思います。引き続き、農業者年金の加入推進へのご協力をよろしくお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

4以降の連絡報告事項について、杉浦係長から次のとおり説明があった。

続きまして、4 配付物についてですが、今月は、のうねん1月号をお配りいたしましたので、ご活用ください。

最後に、5 次回の予定でございますが、2月22日（火）午後1時半から市役所第4会議室で運営委員会を、午後2時半から第10会議室で定例会を予定しております。

また、来月は、所得税の確定申告と市県民税の申告が始まっており、市役所の駐車場が大変混み合うことも予想されますので、さくら庁舎周辺の駐車場や立体駐車場の利用もご検討ください。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、次のとおり質問があった。

○大見 由紀雄委員

未改善の不耕作地に出された指導文書の話がありましたけれども、同時進行で違反転用についても、我々パトロールをやって進めてきたんですけど、そっちの方はどうなっているか。不耕作地だけじゃないはずですけど。

○杉浦係長

違反転用の件につきましても、本来であれば改めて指導文書を送るべきではあるかと思いますが、違反転用されている方というのは、以前もご質問等ありましたけれども、夏に一度文書を送らせていただいております。それから半年経っていますので状況が変わっているかと思っておりますが、年1回は送らせていただいております。なかなか改善できる予知が難しい部分もございまして、強く言えば本当は指導していくべきではあると思いますが、相手の感情を逆なでしてしまうようなことも想定されますので、改めての指導文書は予定してないです。

○大見 由紀雄委員

だからこそ本人も負い目があると思うので、せめて文書くらいはやっていかないと。彼らは1年に1回台風みたいなもので、パトロールでわーっと事務局や農業委員や推進委員が。その時じっとしていれば、また1年無風で。そういうように無意味にしたらいかなと私は個人的に思うんですが。文書だけは出して警告していかないと、余計にいいんじゃないかという気持ちになっちゃうんじゃないかと思ったものですから。1度検討していただきたいと思います。

○近藤事務局課長

貴重なご意見ありがとうございます。おっしゃる通りでございますので、1度事務局で検討させていただきます。

議長が再度質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後3時30分、議長は閉会を宣する。